

# 前橋市国民健康保険条例の改正について（議案第123号）

国民健康保険課

## 1 改正の理由

健康保険法施行令の改正に準じ、出産育児一時金について所要の改正を行う。

## 2 内容

産科医療補償制度に加入する医療機関等における出産に係る加算額を除く出産育児一時金の支給額を次のとおり改める。

現 行	改 正 案	改 定 幅
40万4,000円	40万8,000円	4,000円

## 3 施行期日

令和4年1月1日

## 前橋市国民健康保険条例の改正について (出産育児一時金支給額の改正)

### 1 現状

本市の国民健康保険では、出産育児一時金として、産科医療補償制度（分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償並びに脳性麻痺の原因分析及び再発防止を目的とする制度）に加入する医療機関等で出産した場合は40万4,000円に1万6,000円の掛金を加算して42万円、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合等は40万4,000円を支給している。

### 2 改正の趣旨

産科医療補償制度の見直しにより、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるが、少子化対策としての重要性に鑑み、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合における出産育児一時金の支給額は、42万円を維持することとなった。これを踏まえて健康保険法施行令が改正され、産科医療補償制度に加入する医療機関等における出産に係る加算額を除いた出産育児一時金の支給金額が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられたことに準じ、国民健康保険条例を改正するもの。

